

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 七三
- 青少年に有害な図書類として指定する件 七三
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 七三
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 七三
- 土地取用法により事業の認定をした件 七三
- 道路の区域を変更する件五件 七四
- 道路の供用を開始する件四件 七四
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 七六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 七三
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 七三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 七三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 七三
- 平成二十一年度民間実務経験者を対象とした福島県病院局職員(病院事務)採用選考予備試験を実施する件 七三

## 告 示

### 福島県告示第八百六号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
------	-----	----------	-----

一八八	宇宙への秘密の鍵	ルーシー&ステイ ーヴン・ホーキン グ・作、さくま ゆみこ・訳(株式 会社岩崎書店)	推奨対象 小学生(中学 学年・高学年)、中学 生、高校生、青年及び 一般
-----	----------	--	---

(人権男女共生課青少年育成室)

### 福島県告示第八百七号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六四八五	書籍	芸能界タブー毒本	株式会社徳間書店	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四八六	雑誌	誰かに見せたくなくなる!もつとも恐いサイコの画像コアムックシリーズ No.378 (63454-78)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四八七	雑誌	チャンプロード 12月号	株式会社笠倉出版社	著しく青

六四八八	雑誌	バイキチ2008 December vol. 24 12 (07471-12)	株式会社イージー・パブリッシング	少年の自殺 又は犯罪を 誘発し、そ の健全な育 成を阻害す るおそれが ある。
------	----	---	------------------	---

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第八百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドールガーデン船引 田村市船引町字川代七十八番地ほか
  - 二 変更しようとする事項
    - 1 荷さばき施設的位置
      - (変更前) 別紙図面のとおり
      - (変更後) 別紙図面のとおり
    - 2 廃棄物等の保管施設的位置
      - (変更前) 別紙図面のとおり
      - (変更後) 別紙図面のとおり
  - 三 変更しようとする年月日  
平成二十一年七月二十二日
  - 四 届出年月日  
平成二十年十一月二十一日
  - 五 届出をした者  
株式会社小池
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- (商業まちづくり課)

福島県告示第八百九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	福島市	平成二〇年十一月二七日	再検査

(畜産課)

福島県告示第八百十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 起業者の名称 社会福祉法人 南相馬福祉会
- 二 事業の種類 認知症対応型共同生活介護事業所(仮称)グループホームおだか施設整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
  - 1 収用の部分 福島県南相馬市小高区小高字金谷前地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - 1 法第二十条第一号の要件への適合性  
申請に係る事業は、福島県南相馬市小高区小高字金谷前地内における二千三百三十八平方メートルの土地を起業地とする認知症対応型共同生活介護事業所(仮称)グループホームおだか施設整備事業(以下「本件事業」という。)であり、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業であることから、法第三条第二十三号に掲げる事業に該当する。
  - 2 したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
  - 3 法第二十条第二号の要件への適合性  
起業者は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号)による改正前の社会福祉事業法第二十九条第一項の規定により設立認可を受けた社会福祉法人であり、かつ本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。
  - 4 したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

## (一) 得られる公共の利益

本件事業の起業地の存する南相馬市は、平成十八年一月に小高町、鹿島町及原町市の一市二町が合併して誕生した温暖な気候と山・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、相馬野馬追をはじめとする伝統・文化や報徳仕法によって復興を遂げた歴史を継承する相双地方の中核都市である。

南相馬市においては、高齢化率が平成十二年の二十一・五パーセントから平成十七年には二十三・七パーセントと増加傾向にあり、高齢者が人として尊ばれ生涯健康やかにやすらぎのある人生を送れるよう、平成十八年三月に「すべての人が思いやりをもって共に生き、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが健やかで安心と生きがいのある生活を目指して」を基本理念とする南相馬市高齢者総合計画を策定している。

当該計画においては、平成二十年度までの介護保険サービス見込量を認知症対応型共同生活介護事業（以下「当該介護事業」という。）については、介護予防認知症対応型共同生活介護事業と合わせて六十四人の見込であり、平成十九年度末現在の当該介護事業の整備状況は、六十四人とサービス見込量を充足しているものの、平成二十年四月三十日現在で当該介護事業に対して四十名もの待機者が発生しており、地域社会に必要とされるサービス量に対して事業整備が遅れているのが現状である。

そのため、南相馬市では平成二十一年三月までに策定を予定している次期計画において、不足する当該介護事業に対して、新たに複数の当該介護事業所の整備計画を盛り込む予定である。

また、平成十九年十月現在の福島県の平均老年人口率二十三・七パーセントと比較して、南相馬市の平均は二十四・八パーセントと上回っており、その中でも起業地の位置する小高区は二十七・三パーセントと最も高くなっているにもかかわらず、市内他地区（原町区及び鹿島区）においては、すでに介護保険施設や居宅介護サービス事業所及び当該介護事業所が複数設置されているのに対し、当小高区は介護老人福祉施設が一施設と通所介護事業所及び訪問介護事業所が各一箇所整備されているのみであり、今後増加傾向にある認知症高齢者に対する福祉サービスが不足しているのが現状である。

本件施設の完成により、南相馬市小高区において不足している当該介護事業に対するサービスの充足が図られ、要介護等の認定を受けた認知症高齢者が住み慣れた地域で、引き続き自立した生活を支援することが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十年三月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）等により起業者が保護のため特別の

措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、南相馬市小高区地内において二つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、地盤が良好であること、ほぼ平坦地造成が容易であること、事業費が安価であることなど、社会的、機能的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号の要件への適合性

## (一) 事業を早期に施行する必要性

三の(一)で述べたように、南相馬市では平成二十年四月三十日現在で当該介護事業に対する四十名もの待機者が発生しており、地域社会に必要とされる当該介護事業のサービス量に対して、事業整備が不足している。

また、起業地の存する南相馬市小高区においては、市の平均と比較して老年人口率が最も高いにもかかわらず施設整備が市内他地区と比較して遅れている。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

南相馬市小高保健福祉センター

（土木総務課用地室）

福島県告示第八百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 高田柳津 線	河沼郡柳津町大字柳津 字下平二二八番二地先 から	変更前 A	二・五 一・〇	八五・〇
	同 郡同 町大字柳津 字下平二二九番四地先 まで	変更前 A	二・五 一・〇	八五・〇
	河沼郡柳津町大字柳津 字下平二二八番二地先 から	変更後 A	二・五 一・〇	八五・〇
	同 郡同 町大字柳津 字下平二二九番四地先 まで	変更後 A	二・五 一・〇	八五・〇
	河沼郡柳津町大字柳津 字下平二二八番二地先 から	変更後 B	一・〇 一・〇	六〇・〇
	同 郡同 町大字柳津 字下平二二七番三地先 まで	変更後 B	一・〇 一・〇	六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道二五 二号	河沼郡柳津町大字柳津 字下平二二九番四地先 から	変更前 A	一三・五 一三・〇	二〇〇・〇
	同 郡同 町大字柳津 字下平二三八番三地先 まで	変更後 A	一三・五 一三・〇	二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡広野町大字下北 迫字大谷地原一九番一 地先から	変更前 A	六・五 二八・四	一、二〇一・三
	同 郡同 町大字下北 迫字二ツ沼四四番一 地先まで	変更前 A	六・五 二八・四	一、二〇一・三
	双葉郡広野町大字下北 迫字大谷地原一九番一 地先から	変更後 B	一六・四 六五・四	七四四・七
	同 郡同 町大字下北 迫字二ツ沼四四番一 地先まで	変更後 B	一六・四 六五・四	七四四・七
	双葉郡広野町大字下北	変更後 B	一六・四	七四四・七



迫字大谷地原一九番一 地先から 同 郡同 町大字下北 迫字二ツ沼四四番一六 地先まで		五〇・〇	
--	--	------	--

(道路計画課)

**福島県告示第八百四十四号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字関都字上ノ山二二一一番 ハ地先から 同 郡同 町大字関都字志茂二二六五番一 地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 六三・〇〇	一、二四五・〇 一、二四五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第八百十五号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道広野小高線	双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原一九番一	変更前	A 六・五〇 二八・四	一、二〇一・三

地先から 同 郡同 町大字下北 迫字二ツ沼四四番一 地先まで	変更後	A 六・五〇 二八・四	一、二〇一・三
双葉郡広野町大字下北 迫字大谷地原一九番一 地先から 同 郡同 町大字下北 迫字二ツ沼四四番一 地先まで	B 一六・四〇 六五・四	七四四・七	

(道路計画課)

**福島県告示第八百十六号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字五駄刈五一番二地先 から 同 郡同 村大字吉字畑中七九番一地先まで	平成二〇年十二月五日

(道路計画課)

**福島県告示第八百十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建

設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道白河羽鳥線	西白河郡西郷村大字羽太字蛙ヶ日向六番地 先から 同 郡同 村大字羽太字羽太国有林三八 林班ろ小班地先まで	平成二〇年十二月八日

(道路計画課)

福島県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字関都字北杉七九三番一 地先から 同 郡同 町大字関都字志茂二二六五番 一地先まで	平成二〇年十二月五日

(道路計画課)

福島県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原一九番	平成二〇年十二月五日

一地先から  
同 郡同 町大字下北迫字二ツ沼四四番一  
六地先まで

月五日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称  
辻ノ内
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
田村郡小野町大字上羽出庭  
字辻ノ内 九十番 一号及び二号  
十八番四 三号  
二十八番 四号  
二十九番二 五号  
三十番 六号  
二百五十一番 七号  
五十五番 八号及び九号  
五十九番一 十号  
五十九番二 十一号  
七十五番一 十二号  
七十五番二 十三号  
八十八番 十四号及び十五号

(砂防課)

公 告

公告第六百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
地域生活サポートセンター パッソ	郡山市安積町笹川字四角垣五四一三	社会福祉法人安積愛育園	福島県郡山市安積町笹川字経垣二八	平成二〇年十一月一日	生活介護 自立訓練(生活訓練)	身体障害者 知的障害者 知的障害者
自由空間	いわき市植田町中央三丁目七一六	社会福祉法人エル・ファロ	同 県いわき市植田町中央三丁目七一六	同	生活介護 自立訓練(生活訓練)	特定なし

(障がい福祉課)

公告第六百十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 開催期日

平成二十一年一月二十六日から同年二月二十五日まで

二 場所

西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一

福島県農業総合センター農業短期大学校

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しないもの

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十年十二月十九日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙をはり、履歴書を添付の上、平成二十一年一月十五日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

7 その他  
1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。  
2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第六百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

西会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山口 岩男 耶麻郡西会津町群岡字下野尻甲六六番地

同 橋谷田 征喜 同 郡同 町野沢字本町甲一二二〇番地

(農村計画課)

公告第六百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十二月五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

伊南土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 馬場 久一 南会津郡南会津町青柳字居平六〇六番地

同 芳賀 恵一 同 郡同 町古町字居平一二番地五

同 馬場 恒光 同 郡同 町古町字居平八番地一九

同 馬場 一博 同 郡同 町古町字小沼二〇三番地

同 羽染 敬 同 郡同 町多々石字居平一一一番地

同 大宅 宗吉 同 郡同 町白沢字居平二三七番地

同 馬場 忠明 同 郡同 町青柳字居平五五七番地

同 山内 勝 同 郡同 町小塩字持石六九一番地





同 長田 広美 同 郡同 村大字小田倉字種返三七番地

(農村計画課)

## 福島県病院局

### 公告第20号

平成21年度民間実務経験者を対象とした福島県病院局職員(病院事務)採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年12月5日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 選考を実施する職種及び職務内容  
病院事務 県立病院における経営改善のための管理・監督、企画立案及び実践業務等に従事する職
- 2 選考期日  
平成21年1月28日(水)
- 3 選考申込受付期間  
平成20年12月5日(金)から平成21年1月5日(月)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先  
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)  
(病院総務課)